

別海町議会会議録

第1号(令和2年3月5日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第3 | | 会期決定の件 |
| 日程第4 | | 諸般の報告 |
| 日程第5 | | 行政報告 |
| 日程第6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第7 | 議案第9号 | 令和元年度別海町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第8 | 議案第10号 | 令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 議案第11号 | 令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 | 議案第12号 | 令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第11 | 議案第13号 | 令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議案第14号 | 令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第15号 | 令和元年度町立別海病院事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第14 | 議案第16号 | 令和元年度別海町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第37号 | 工事請負契約の締結について(根室中部3号主要幹線改良舗装工事) |
| 日程第16 | 議案第38号 | 工事請負契約の締結について(中西別上風連線改良舗装工事) |
| 日程第17 | 議案第1号 | 令和2年度別海町一般会計予算 |
| 日程第18 | 議案第2号 | 令和2年度別海町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第3号 | 令和2年度別海町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第4号 | 令和2年度別海町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第5号 | 令和2年度別海町介護保険特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第6号 | 令和2年度別海町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第7号 | 令和2年度町立別海病院事業会計予算 |
| 日程第24 | 議案第8号 | 令和2年度別海町水道事業会計予算 |
| 日程第25 | 議案第17号 | 別海町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第18号 | 別海町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第19号 | 別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する |

		条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 0 号	別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 2 1 号	別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 2 2 号	別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 2 3 号	別海町高齢者生活ハウス条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 2	議案第 2 4 号	別海町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 3	議案第 2 5 号	別海町水産物保管施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 4	議案第 2 6 号	別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 5	議案第 2 7 号	別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 6	議案第 2 8 号	別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 9 号	令和元年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 1 0 号	令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 1 1 号	令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 0	議案第 1 2 号	令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 1	議案第 1 3 号	令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 2	議案第 1 4 号	令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 1 5 号	令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 4	議案第 1 6 号	令和元年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 5	議案第 3 7 号	工事請負契約の締結について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
日程第 1 6	議案第 3 8 号	工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）

○出席議員（16名）

1 番 宮 越 正 人
 3 番 田 村 秀 男
 5 番 外 山 浩 司
 7 番 木 嶋 悦 寛
 9 番 今 西 和 雄
 11 番 瀧 川 榮 子
 13 番 中 村 忠 士
 副議長 15 番 戸 田 憲 悦

2 番 横 田 保 江
 4 番 小 椋 哲 也
 6 番 大 内 省 吾
 8 番 松 壽 孝 雄
 10 番 小 林 敏 之
 12 番 松 原 政 勝
 14 番 佐 藤 初 雄
 議長 16 番 西 原 浩

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
 教 育 長 登 藤 和 哉
 監 査 委 員 竹 中 仁
 総 務 部 長 浦 山 吉 人
 産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則
 教 育 部 長 山 田 一 志
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 公 一
 監 査 委 員 事 務 局 長 小 林 由 治
 福 祉 部 次 長 青 柳 茂
 建 設 水 道 部 次 長 伊 藤 一 成
 総 務 課 長 佐々木 栄 典
 財 政 課 長 寺 尾 真 太 郎
 防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡
 福 祉 課 長 干 場 み ゆ き
 町 民 課 長 青 柳 茂
 老 人 保 健 施 設 事 務 局 長 竹 中 利 哉
 水 産 み ど り 課 長 小 湊 昌 博
 管 理 課 長 川 畑 智 明
 事 業 課 長 伊 藤 一 成
 病 院 事 務 課 長 小 川 信 明
 学 務 課 長 他 入 倉 伸 顕
 生 涯 学 習 セ ン タ ー 建 設 準 備 室 長 山 岸 英 一
 図 書 館 長 他 新 堀 光 行

副 町 長 佐 藤 次 春
 代 表 監 査 委 員 杉 本 義 久
 農 業 委 員 会 会 長 小 野 榮 一
 福 祉 部 長 今 野 健 一
 建 設 水 道 部 長 山 岸 英 一
 病 院 事 務 長 大 槻 祐 二
 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 佐々木 栄 典
 総 務 部 次 長 佐々木 栄 典
 産 業 振 興 部 次 長 小 湊 昌 博
 教 育 部 次 長 石 川 誠
 総 合 政 策 課 長 三 戸 俊 人
 税 務 課 長 宮 本 栄 一
 尾 岱 沼 支 所 長 他 福 原 義 人
 介 護 支 援 課 長 千 葉 宏
 保 健 課 長 他 干 場 富 夫
 農 政 課 長 小 野 武 史
 商 工 観 光 課 長 伊 藤 輝 幸
 建 築 住 宅 課 長 田 畑 直 樹
 上 下 水 道 課 長 外 石 昭 博
 出 納 室 長 佐々木 い ず み
 生 涯 学 習 課 長 他 石 川 誠
 中 央 公 民 館 長 内 山 宏

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

7 番 木 嶋 悦 寛
 9 番 今 西 和 雄

8 番 松 壽 孝 雄

◎議長挨拶

○議長（西原 浩君） おはようございます。

令和2年第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私共に何かと多忙のところ、また、悪天候の中御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、国内の新型コロナウイルスの感染者は1,000人に達し、北海道でも感染者が80人を超え、見えないウイルスに対して、いつ感染してもおかしくない深刻な事態となっています。

感染拡大を防ぐため、北海道知事は緊急事態を宣言し、本町でもそれを受け、別海町新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、関係機関と連絡調整しながら対策に当たっているところでございます。

当議会でも不要不急の外出は避けるなど、各議員も感染予防に努めているところですが、本日から9日間の日程で定例会が開催されます。

本定例会は、このような状況の中でも、令和2年度当初予算を初め、条例改正などについて慎重に審議しなければならない大変重要な議会でありますので、議場内ではマスクを着用するなどの感染対策を行い進めたいと考えておりますので、関係各位の御協力をお願いいたします。

地方行政を取り巻く情勢は、少子高齢化による社会保障費の増、昨年の相次ぐ自然災害や消費税の引き上げなど、依然として厳しさに歯どめがかからない状況にあり、迎える令和2年度も大変難しい行財政運営となることが予想されます。

第7次総合計画も2年目となりますので、3月13日までの日程の中で、十分なそして建設的な議論を尽くし、町民生活に大きく関連のある案件に対して、慎重に審議し、適正かつ妥当な議決に至りますよう念願するものであります。

3月に入りましたものの、まだまだ寒さも残っております。

議員各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） 会議に入ります前に申し上げます。

本会期中は広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、会期中、議場内ではマスクを着用するよう御協力をお願いいたします。

ただいまから、令和2年第1回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

7番木嶋議員。

- 7番（木嶋悦寛君） はい。
- 議長（西原 浩君） 8番松壽議員。
- 8番（松壽孝雄君） はい。
- 議長（西原 浩君） 9番今西議員。
- 9番（今西和雄君） はい。
- 議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（小林敏之君） はい。

それでは、議会運営委員会の報告を行います。

2月27日及び3月2日に開催いたしました議会運営委員会で第1回定例会にかかわる運営等について協議をいたしましたので、その内容をについて報告申し上げます。

第1回定例会に町側から提出されております案件は、全部で41件であります。

提出されました議案は、令和2年度各会計予算8件、令和元年度各会計補正予算8件、使用料及び手数料の整理条例が1件、条例の一部改正が19件、工事請負契約の締結が2件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が1件、町道の路線認定及び廃止が1件、公平委員会委員の選任が1件であります。

これら提出案件のうち、各会計当初予算の8件を除いては委員会への付託は省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものと決定いたしました。

特別委員会に付託する令和2年度各会計予算については、全議員で構成する令和2年度各会計予算審査特別委員会を設置して、慎重な審査をすべきものと決定し、特別委員会の委員長には議会運営委員会の申し合わせに基づき木嶋議員、副委員長には大内議員を候補者として選任いたしました。

次に、会期及び議事日程であります。

第1回定例会の会期は、3月5日から3月13日までの9日間とし、初日には町長行政報告と、町長提出議案のうち先議の申し出がありました令和元年度各会計補正予算8件と、工事請負契約の締結2件についての内容説明、質疑、討論、採決を行います。

その後、先議案件以外の町長提出議案第28号までの12件について、内容説明と質疑を行うことといたしました。

2日目の3月6日には、先議案件以外の町長提出議案第29号からの11件について、内容説明と質疑の行うことといたしました。

なお、令和2年度各会計予算8件、議案第27号の別海町道路占用料徴収条例と議案第28号別海町普通河川管理条例の2件、及び議案第29号別海町営住宅条例、議案第30号別海町地域振興住宅条例及び議案第31号別海町特定公共賃貸住宅条例の3件については関連がありますので、それぞれ一括議題とすることに決定いたしました。

その後、休憩をはさみ、3人の一般質問を行います。

翌週の3月9日には、6人の一般質問を行うことといたしました。

次に、3月10日から12日までの3日間は休会といたします。

10日は、議案調査等で各常任委員会を開きます。

11日、12日の2日間は、予算審査特別委員会を開催し、11日には一般会計の審査、12日には特別会計及び企業会計の審査を行い、その後、会計ごとに討論、採決を行うこととしています。

最終日の13日は、特別委員会に付託した議案の採決、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員提出案件の内容説明、質疑、討論、採決を行うことといたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、横田議員、今西議員、木嶋議員、外山議員、宮越議員、瀧川議員、松壽議員の9名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策論議となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、議員発議案件であります。

現在、予定されておりますのは、議員提出案件は2件であります。

内容は、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを、私、小林が提出し、民族共生の未来を切り開く決議については、戸田副議長から提出されるもので、いずれも定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が議長の許可により、議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に関わりやすくするために導入したものであります。

町長初め執行機関、並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和2年第1回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、全員の御出席を賜り、ありがとうございます。

また、先ほど議長から議場内でのマスク着用についてのお願いがありましたけれども、職員の中で、長時間にわたって、マスクをしたまま話をするというのはなかなか不慣れであったり、それから、発音等に聞き苦しいことがある場合も起こり得るということで、この答弁席に立った場合、職員によってはマスクを外してお話をさせていただくことを、御容赦願いたいと思います。

答弁が終わりまして、席に戻りましたら、また着用しますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、定例会の開催に当たりまして、行政報告を申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

昨年12月に中国で初めて発生が確認されました新型コロナウイルスは、その後、連日の報道のとおり、日本国内全域での感染者も、日々増えているところでございます。

このような中で、2月22日には、隣の町であります根室市におきまして感染者が報告されましたことから、別海町では早急に幹部職員により対策会議を開催いたしまして、情報の共有並びに今後の別海町における対応についての協議を数回にわたり行ってまいりました。

その上で、予防対策の一層の強化を図るために、2月29日には、町長を本部長とし、副町長、教育長及び幹部職員らを構成員とします、別海町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げました。

これまでの取り組みの強化に加えまして、万が一、町内において感染者が発生した場合も、このことも視野に入れて、今後の対策等について協議を行っているところでございます。

具体的な取り組みとしましては、町では感染予防が最も重要であるということから、手洗い、咳エチケット、不要不急の外出を控えるといった対策をとっていただきますように、町民の皆様に対しまして新聞及び広報による折り込み等、また、ホームページで注意を喚起するような対策を実行しております。

さらには、各公共施設に来庁された町民の方々に向けまして、感染予防を喚起するポスター等を掲示し、出入り口には消毒液を設置するなど周知及び対策をとっているところでございます。

また、学校関係にありましては、国や北海道からの要請を受けまして、2月24日から春休みに入る3月24日まで、町内全ての小中学校及び幼稚園型認定こども園3園を臨時休校、休園とすることを決定いたしました。

同様に、町内の社会教育施設並びに社会体育施設など、多くの町有施設につきましても、感染拡大防止のために3月4日から16日まで臨時に休館することとしております。

利用者の皆様には一部不便を強いることにもなりますけれども、町民の生命と健康を守るための対応であるということを御理解いただきますことを願っております。

また、入手困難な状況が続いておりますマスクですけれども、福祉施設での衛生確保、これは不可欠であることから、町内福祉施設においてマスクの保有状況を調査し、不足が

生じる施設には緊急対策用としまして、町が備蓄しておりますマスクを貸し出すことと決めまして、現在、対応に当たっております。

終息の気配はいまだ見当たらず、この状況が長引くと町内の各分野において、特に経済の循環が滞っていることも大変懸念されているところでございます。

今後の国や北海道からの情報を注視しながら、警戒と対策を一層強めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、産業の動向でございます。

まず、酪農畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産量は昨年1月から12月までの昨年1年間で、49万1,000トン、これは対前年比で101.9%、また額で言いますと509億1,000万円、これは対前年比で105.5%となっております。

乳量及び生産額につきましては、昨年の好天の影響により牧草が順調に生育したことや、経営規模の拡大等によりまして、1戸当たりの生乳生産量が増加傾向にあったことから、前年実績を上回る結果となりました。

生乳生産農家戸数は、本年2月1日現在で18戸が離脱しておりまして、この18戸のうち10戸が後継者不足という理由によります。

また、法人経営による戸数が減したのは1戸でございます。

また、さらに、昨年1戸新規就農者が就農していることから、農家戸数は635戸となっております。

次に、水産業の状況についてでございます。

昨年1月から12月までの水揚げ状況でございますけど、漁獲量で対前年比99%、数量で3万1,545トンでございます。

金額で言いますと103%、95億7,500万円となっております。

これは、ホタテの漁獲量が若干減ったんですけれども、金額が好調だったということによるものだと考えております。

なお、昨年12月から操業開始となりました冬期のホタテ漁、これにつきましては、新型コロナウイルス等の影響によりまして中国への輸出が減少したこと、またそれによって国内でだぶつくということなどの影響も出たんだろうと思っておりますけども、単価も低くなっているということで、漁期が5月末まで予定されておりますけれども、今後の漁模様、また単価の動向について注視していかなきゃならないというふうに考えております。

次に、エゾシカの駆除の状況ですけれども、昨年春と秋に実施しました銃器によります駆除では、一昨年を341頭下回りまして、2,164頭を駆除しましたほか、昨年11月からは、野付半島と走古丹地区での囲いわなによります、生体捕獲を実行しておりますけれども、2月末現在では昨年同期を149頭下回りまして、459頭となっております。

なお、両地区での生体捕獲は、今後、今月末まで予定しております。

次に、商工業と観光についてでございます。

本年度1月末現在の観光客入り込み数は、野付半島など観光施設への入り込みが、好調に推移しておりまして、対前年比で125%、人数で30万5,000人となっております。

また、冬期間の水平線観光、これは、今シーズンも好調でありましたけれども、今年に入りましてから新型コロナウイルス等の影響が出ておりまして、今後どのように推移していくのか、こちらは大変気にかかるところでございます。

また、商工業の方につきましては、1月末現在の主な事業の実施状況でございますけれども、起業家支援事業、これは前年より8件増えまして9件、前年は1件でしたので大きく伸びているというところでございます。

もう一つ、にぎわい商店街創造事業、これは前年と同じ11件でございました。

地域貢献中小企業支援事業、これは前年より20件少なくなりまして28件ということになっております。

次に、除雪の実施状況でございます。

本日、すでに暴風及び大雪の警報が発令されておりまして、今後、どの程度の降雪があるのか大変心配されるところでございますけれども、今年度はこれまで警報の発令も1回と大変少なく、比較的穏やかな気候となっております。

2月末現在の除雪実施状況は、民有車を含む全車出動、これによる除雪を昨年よりも1回少ない4回実施しております。

除雪委託料の執行状況でございますけれども、予算額1億7,000万円の中で、残額は7,400万円程度となっております。

今後におきましても、冬期交通の安全を確保し、町民の生活や産業活動などに支障が生じないように万全を期してまいります。

また、けさ、この議会始まる前に、釧路開建の部長から私のところに電話が入りまして、「町長、別海町の状況はどうですか」と、「何か開建として手助けできることがありましたら、何でも報告お知らせしてください」という電話もいただきました。

大変気遣いに感謝を申し上げたところでございます。

うちの町の町道は、暴風雪の際には全面的に通行止めという対応をしていく予定でございますけれども、国道との連携が必要な場合には、こういった各方面との連絡調整を緊密に図って、より町民のために不便がないように対応していきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、本町出身のスピードスケート新濱立也君ですけれども、この選手の活躍についてでございます。

本町尾岱沼出身である、新濱立也選手は2月28日及び29日にノルウェーで開催されました、世界選手権のスプリント部門におきまして、見事、日本新記録で優勝を果たしました。

新聞等で報道されているとおり、日本人の優勝は、現日本代表ナショナルチームの監督であります、黒岩彰氏以来、33年ぶりの快挙ということであり、今後ますますの活躍が期待されるところでございます。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

この後、定例会においてのたくさんの審議案件がございますけれども、どうぞ慎重審議をいただき、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

おはようございます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

まず、議案第1号から議案第8号までの8件は、令和2年度各会計予算です。

一般会計では179億9,600万円、特別会計、企業会計を合わせた全会計の総額で276億1,231万2,000円となり、前年度比で5.2%の減となっておりますが、令和2年度は町長の改選期のため、一般会計は骨格予算として編成しております。

次に、議案第9号から議案第16号までの8件は、令和元年度各会計補正予算です。

一般会計の主な補正内容としては、ほとんどの経費において執行額の確定などにより減となりますが、国の補正予算に伴う畜産クラスター事業及び教育関連のギガスクール構想に伴う、小中学校内の通信環境整備事業などで増額となることから、4億5,820万円の補正増となるほか、後期高齢者医療特別会計で増額、またその他の特別会計、企業会計では、執行額の確定などにより減額補正を行うものであります。

議案第17号は、別海町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてです。

本条例は、昨年10月からの消費税10%への引き上げに伴い、引き上げ分の転嫁の検討に当たり、行政サービスに対する負担の適正化を図るため、使用料及び手数料のコストに対する行政負担と、住民負担割合を用いる共通のルールで料金算定を行い、本手法により、関連する各施設の使用料及び手数料を改正するに当たり、該当する16の条例を整理条例として改正するものであります。

議案第18号は、別海町土地開発基金条例の一部改正についてです。

本条例は、公共用等または公共の利益のために取得する必要がある土地を先行取得するために、1億円を基金の額として設置されているのですが、今後、基金を活用する大型の事業が予定されていないことから、基金の額を超える部分について活用を図ることができるよう、基金の一部について処分を可能とする規定を加えようとするものです。

議案第19号、別海町災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正は、国の災害弔慰金の支給に関する法律等の改正により、災害弔慰金の支給等に関し、調査審議する合議制の機関を設置することを追加するなど改正を行うものです。

議案第20号、別海町立へき地保育園条例の一部改正は、令和2年3月31日をもって豊原へき地保育園が閉園となることから、当条例から削除するものです。

あわせて、近年の入園児の減少に伴い、今後の利用見込み児童数を勘案し、定員の見直しを行うものです。

議案第21号、別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員、認定要件の一つである必須終了研修について、現行の都道府県知事が行う研修に指定都市の長が行う研修を加えるなど、所要の改正を行うものです。

議案第22号、別海町ケアハウス条例の一部改正は、北海道が示す軽費老人ホーム利用料に関する基準の改正に伴い、入所者から徴収する使用料を改正するものです。

議案第23号、別海町高齢者生活ハウス条例の一部改正は、消費税率の改正に伴い、生活ハウス入居者から徴収する使用料を改正するものです。

議案第24号、別海町墓地条例の一部改正は、地方公務員法の改正による会計年度任用

職員制度の開始に伴い、本条例で定めている27の墓地の管理人のうち、3施設の墓地管理を会計年度任用職員とし、その他の24の管理人を業務委託に移行するため、所要の改正を行うものです。

なお、この委託に関する規定については、規則において定めることとしております。

次に、議案第25号、別海町水産物保管施設条例の一部改正は、施設管理をこれまでの指定管理から業務委託に変更するため改正を行うものです。

議案第26号、別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正は、道路構造令及び北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例が改正されたことに伴い、自転車を安全に通行させるために設けられている車道の部分として、新たに自転車通行帯を規定するなど、所要の改正を行うものです。

議案第27号の別海町道路占用料徴収条例、及び議案第28号、別海町普通河川管理条例の一部改正は、消費税率の改正に伴い、占用料の改正を行うものです。

議案第29号、別海町営住宅条例、議案第30号、別海町地域振興住宅条例、及び議案第31号、別海町特定公共賃貸住宅条例の一部改正は、いずれも民法の一部を改正する法律により、債権関係及び原状回復費用の取扱規程等の見直しが行われたことから、所要の改正を行うものです。

次に、議案第32号、別海町下水道設置条例の一部改正は、特定環境保全公共下水道事業基本計画の変更に伴い、各排水区の計画人口及び面積等を変更するため改正を行うものです。

議案第33号、別海町学校給食センター設置条例の一部改正は、平成30年度から建てかえとして着手してまいりました学校給食センターの完成に伴い、施設の位置について改正を行うものです。

議案第34号、別海町交通安全指導員設置条例、議案第35号、別海町消費生活モニター設置条例、及び議案第36号、別海町森林河川保全巡視員設置条例の廃止は、いずれも地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の開始に伴い、これまで特別職の非常勤職員として委嘱していたものが特別職として運用することができなくなることから、それぞれ業務委託に移行することとしています。

これにより委託に関する事項は、職員としての身分や報酬等に関する事項でないため、身分について制定していた現行条例の制定理由がなくなることから、廃止しようとするものです。

なお、条例の廃止後は、それぞれ新たに委託等に関する規定について、規則で制定することとしております。

次に、議案第37号及び議案第38号は、工事請負契約の締結についてです。

いずれも、2月27日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第39号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、計画策定済みの9つの辺地について、事業費の増額に対応するため、総合整備計画を変更しようとするものです。

議案第40号、町道の路線認定及び廃止については、事業の実施等に伴い、変更及び新規合わせて4路線を認定し、また、3路線を廃止しようとするものです。

最後に、同意第2号、根室町村等公平委員会委員の選任についてです。

令和2年3月31日付けで1名の方が任期満了となるため、新たな委員の選任をいたし

たく、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、提出いたしました議案等の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、提出案件の概要についての説明を終わります。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

提出されております日程第7議案第9号から日程第14議案第16号の8件と、日程第15議案第37号から日程第16議案第38号までの2件、及び日程第25議案第17号から日程第36議案第28号までの12件、合わせて22件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7議案第9号から日程第14議案第16号の8件と、日程第15議案第37号から日程第16議案第38号までの2件、及び日程第25議案第17号から日程第36議案第28号までの12件、合わせて22件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第9号

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第9号令和元年度別海町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第9号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度別海町一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度別海町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億4,440万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

- 1 款町税、1 項から4 項で2,671万7,000円の増。
- 2 款地方譲与税、1 項と2 項で300万円の増。
- 3 款利子割交付金、1 項で200万円の減。
- 5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項で200万円の減。
- 6 款地方消費税交付金、1 項で1,700万円の減。
- 7 款自動車取得税交付金、1 項で362万9,000円の増。
- 8 款環境性能割交付金、1 項で1,600万円の減。
- 13 款分担金及び負担金、1 項と2 項で2,667万円の減。
- 14 款使用料及び手数料、1 項から3 項で726万6,000円の増。
- 15 款国庫支出金、1 項から3 項で5,920万8,000円の増。
- 16 款道支出金、1 項から3 項で6億3,225万1,000円の増。
- 17 款財産収入、1 項と2 項で206万9,000円の減。
- 18 款寄附金、1 項で3,490万円の減。
- 19 款繰入金、1 項で1億3,738万円の減。
- 21 款諸収入、2 項及び4 項と5 項で6,605万2,000円の減。
- 22 款町債、1 項で3,020万円の増。

歳入合計で4億5,820万円の追加です。

次に、4ページをお開きください。

歳出です。

- 1 款議会費、1 項で59万9,000円の減。
- 2 款総務費、1 項から3 項及び5 項と6 項で3,954万1,000円の減。
- 3 款民生費、1 項と2 項で7,822万3,000円の減。
- 4 款衛生費、1 項と2 項で902万1,000円の減。
- 5 款労働費、1 項で7万9,000円の減。
- 6 款農林水産業費、1 項から4 項で4億8,411万6,000円の増。
- 7 款商工費、1 項で319万3,000円の減。
- 8 款土木費、1 項から4 項で3,451万3,000円の減。
- 9 款消防費、1 項で99万8,000円の減。
- 10 款教育費、1 項から6 項で1億5,437万円の増。
- 12 款公債費、1 項で1,411万9,000円の減。

歳出合計で4億5,820万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ198億4,440万円とするものです。

6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正です。

今回は、6件の追加です。

2 款総務費、1 項総務管理費、プレミアム付商品券事業は、プレミアム商品券の使用期間が令和2年3月31日までとなっており、その後の精算手続きに伴う支払い等を含む事務が年度内に完了できないため、事業費の一部を翌年度へ繰越したいとするもので、金額は96万3,000円です。

続く農林水産業費は2件で、1 項農業費、畜産クラスター事業は、国の補正予算に伴う

各地区の畜産クラスター協議会への補助金で6億8,447万6,000円。

4項水産業費、道営水産基盤整備事業も、北海道が繰越予算とすることに伴います尾岱沼漁港整備の負担金事業で5,080万円です。

10款教育費は3件で、2項小学校費、3項中学校費の校内通信ネットワーク整備事業は、学校の情報通信技術ICTの環境整備を図る国のギガスクール構想により、元年度通信ネットワーク環境整備する事業で、国の補正予算による補助採択の見込みから小学校費で8,450万円、中学校費で7,550万円を計上し、繰越したいとするものです。

また、次の6項保健体育費、学校給食センター改築事業は、旧センターの解体工事となりますが、こちらも、国の補正予算により補助採択の内示がありましたことから、3,220万円を計上し、繰越額とするものです。

次に、第3表、債務負担行為補正です。

今回は1件の追加で、中小企業振興資金利子補給補助金ですが、こちらは、中小企業融資条例に基づき、令和元年度借入資金に対する利子補給で、期間は令和2年度から令和16年までで、限度額は1,763万7,000円です。

次に、第4表、地方債補正です。

今回は、追加と変更を行うもので、まず2件の追加になります。

先ほど繰越明許費補正でも御説明いたしました、小中学校の校内通信ネットワーク整備事業に関する借り入れで、限度額は小学校で4,130万円、中学校で3,680万円、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は3%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法は公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

7ページにお進みください。

ここからは、変更になります。

地域生活バス購入事業以下全19事業となりますが、限度額を追加したいとする事業は、2事業となっております。

まず、下から6段目の臨時町道整備事業、こちらは事業精査の結果、地方債を起すことができる部分が増えたことに伴いまして、限度額8,740万円から170万円を追加し8,910万円に、そして、合計欄を除きます一番下段の学校給食センター改築事業は、国の補正予算に伴います旧給食センターの解体工事分に係るもので、限度額5億5,730万円から1,790万円を追加し、5億7,520万円とするものです。

その他17事業につきましては、事業費の確定などに伴い限度額を減額するものですので、事業ごとの説明は省略させていただきます。

なお、変更する全ての事業において、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上、7ページ一番下段になりますけれども、追加と変更の合計で補正前の限度額21億8,446万3,000円に3,020万円を追加し、補正後の限度額を22億1,466万3,000円とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただきます。2の歳入から御説明いたします。

11ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄の補正額で申し上げますが、ほとんどが補助額の確定見込みや収入実績などによる収入額の精査となりますので、主な項目のみ説明させていただき、その他は金額のみ申し上げます。

1 款町税、1 項2 目法人分、1, 4 3 7 万 7, 0 0 0 円の増。

2 項1 目固定資産税、7 7 0 万 9, 0 0 0 円の増。

3 項1 目軽自動車税で2 0 7 万 1, 0 0 0 円の増。

2 目環境性能割、1 5 2 万 2, 0 0 0 円の減。

4 項1 目町たばこ税、4 0 8 万 2, 0 0 0 円の増は、いずれも収入見込み額の精査によるものです。

1 2 ページをお開きください。

2 款地方譲与税、1 項1 目地方揮発油譲与税、1, 2 0 0 万円の減。

2 項1 目自動車重量譲与税、1, 5 0 0 万円の増。

3 款利子割交付金、1 項1 目利子割交付金、2 0 0 万円の減。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項1 目株式等譲渡所得割交付金、2 0 0 万円の減。

6 款地方消費税交付金、1 項1 目地方消費税交付金、1, 7 0 0 万円の減。

7 款自動車取得税交付金、1 項1 目自動車取得税交付金、3 6 2 万 9, 0 0 0 円の増。

8 款環境性能割交付金、1 項1 目環境性能割交付金、1, 6 0 0 万円の減は、いずれも前年度の決算状況や、本年度の分割交付状況による収入見込み額の精査となっております。

1 4 ページをお開きください。

1 3 款分担金及び負担金、1 項1 目農林水産業費分担金、2, 2 4 9 万 8, 0 0 0 円の減は、事業費の確定見込みによる受益者からの道営草地整備事業分担金の減が主なものです。

2 項1 目総務費負担金、4 4 万 1, 0 0 0 円の増。

4 目教育費負担金は4 6 1 万 3, 0 0 0 円の減です。

続いて、1 4 款使用料及び手数料、1 項1 目総務使用料、1 8 4 万 2, 0 0 0 円の増。

3 目衛生使用料、4 0 万 6, 0 0 0 円の減。

4 目農林水産使用料、6 万 6, 0 0 0 円の増。

6 目土木使用料、7 5 0 万 2, 0 0 0 円の減。

7 目教育使用料は1 6 ページにわたりまして、3 4 万円の減です。

1 6 ページをお開きください。

2 項1 目総務手数料、9 万 1, 0 0 0 円の減。

3 目衛生手数料、2 1 5 万 3, 0 0 0 円の減。

4 目農林水産手数料は1, 3 9 7 万円の増で、こちらにつきましては、水産資源副産物処理量の増加に伴う手数料の増が主なものです。

3 項1 目証紙収入は1 8 8 万円の増です。

続いて、1 5 款国庫支出金、1 項2 目民生費国庫負担金、4 7 0 万 6, 0 0 0 円の減は、歳出の障害者福祉事業経費の見込み減に伴います障害者自立支援給付費等の負担金が減となる一方で、同じく歳出、施設型給付事業経費の見込み増に伴いまして施設型給付費負担金の増となるものでございます。

これらはいずれも、道の負担金につきましても同様の増減補正がでございます。

2 項1 目総務費国庫補助金、3 9 5 万 7, 0 0 0 円の減。

2 目民生費国庫補助金は1 8 ページにわたり、3 6 7 万 3, 0 0 0 円の減です。

18ページをお開きください。

3目衛生費国庫補助金、150万3,000円の減。

4目農林水産業費国庫補助金、1,820万3,000円の減は、無線伝送装置更新に係る農業水路等長寿命化事業費の確定見込みによる補助金の減となっております。

5目土木費国庫補助金、272万円の減、6目教育費国庫補助金9,376万1,000円の増は、公立学校情報通信ネットワーク整備費補助金の増、及び19ページの説明欄下から2項目め、給食センター解体工事に係る学校施設環境改善交付金の増が主なものです。

3項1目総務費国庫委託金は20ページにわたり、3万8,000円の増です。

21ページまでお進みください。

16款道支出金、1項1目民生費負担金、78万円の減。

2目衛生費負担金、28万円の増。

2項1目総務費補助金、7万2,000円の増。

2目民生費補助金は22ページにわたりまして、525万1,000円の減です。

22ページをお開きください。

22ページ、3目衛生費補助金、1,003万8,000円の増は、し尿処理場維持補修事業に対する地域づくり総合交付金の増が主なものです。

4目農林水産業費補助金、6億2,664万9,000円の増は、23ページの説明欄になります。

23ページ中ほどになりますが、畜産クラスター事業補助金の増が主なものです。

5目商工費補助金、54万4,000円の増。

6目土木費補助金、23万4,000円の減。

7目消防費補助金、8万円の減。

8目教育費補助金は24ページにわたり、92万円の増です。

24ページをお開きください。

3項1目総務費委託金、9万5,000円の減。

2目衛生費委託金、5,000円の増。

3目農林水産業費委託金、5万9,000円の増。

4目商工費委託金、5,000円の増は、本目新設となっております、商工関連事務において北海道からの権限移譲交付金を受けるものです。

5目土木費委託金、7万5,000円の増。

6目教育費委託金は4万4,000円の増です。

続いて、17款財産収入、1項1目財産貸付収入、71万2,000円の減。

2目利子及び配当金は26ページにわたりまして、23万2,000円の増です。

26ページをお開きください。

2項1目不動産売払収入、10万4,000円の増。

2目物品売払収入、160万9,000円の減。

3目生産物売払収入は、8万4,000円の減です。

続いて、18款寄附金、1項3目教育費寄附金、10万円の増。

4目ふるさと応援寄附金、3,500万円の減は、ふるさと応援寄附金の収入見込み額の精査によるものです。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は1億3,980万円の減で、今回の補正により財政調整基金への繰戻しとなり、これにより、予算上の財政調整基金残高は

9億6,460万7,000円となります。

4目生涯学習振興基金繰入金、2万5,000円の増。

8目標津線代替輸送確保基金繰入金、274万6,000円の増。

9目水沼徳一郎基金繰入金、15万円の減。

12目清流保全基金繰入金、17万円の減。

上杉貞賞基金繰入金は3万1,000円の減で、こちらは充当対象の経費執行がなく、廃目となるものです。

28ページをお開きください。

21款諸収入、2項1目町預金利子、38万円の減。

4項1目民生費受託事業収入、56万4,000円の減。

2目農林水産業費受託事業収入、6万2,000円の減。

3目土木費受託事業収入、675万7,000円の減。

5項1目雑入、5,828万9,000円の減は、畜産担い手総合整備型再編整備事業に係る受益者からの償還収入や、29ページになりますが、水道事業会計からの農業水路等長寿命化事業負担金の減が主な内容となっております。

30ページをお開きください。

22款町債、1項の町債は、1目総務債から6目教育債までで3,020万円の増となっております。

こちらは、第4表、地方債補正と同様の内容となりますので説明を省略いたします。

歳入につきましては、以上となります。

33ページをお開きください。

33ページ、3、歳出になります。

歳出ですが、今回の歳出補正は、事業費の確定や景気の支出見込み額の精査がほとんどで大変多くの科目にわたっております。

よって、主な増減のみ説明させていただき、目の単位で補正額のみを申し上げますので御了承願います。

1款議会費、1項1目議会費は59万9,000円の減です。

34ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費、116万円の減。

2目職員管理費は37ページにわたり、3,158万1,000円の増です。

この増額補正につきましては、36ページをお開きください。

36ページの説明欄中段の職員管理経費のうち、一番下段になりますけれども、嘱託職員賃金の4,386万4,000円増が主な内容となっております。

こちらにつきましては、新年度からの会計年度職員制度移行に伴い、嘱託職員制度での退職手当金を支給することによるものです。

37ページにお進みください。

4目会計管理費は31万4,000円の減です。

38ページをお開きください。

5目財産管理費は40ページにわたりまして、1,601万円の減ですが、こちらは39ページの説明欄、39ページです。

下から4項目め、ふるさと応援寄附金収入見込み額の精査減によりまして、ふるさと応援基金積立金の減が主な内容となっております。

40ページをお開きください。

6目企画費は2,788万3,000円の減ですが、42ページをお開きいただき、42ページ説明欄下段のふるさと応援制度推進事業につきまして、こちらも寄附金収入の見込み額精査により、返品品の発送などを含む業務委託料の減が主な内容となっております。

45ページまでへお進みください。

7目広報費は3万1,000円の減。

8目車両管理費は47ページにわたり、688万1,000円の減です。

47ページまでお進みください。

9目支所費、8万円の減。

10目交通対策費は10ページにわたりまして、375万9,000円の減ですが、こちらにつきましては48ページをお開きいただき、上から4行目になりますが、標準線代替輸送連絡協議会の負担金の確定により一部増額となっております。

50ページまでお進みください。

50ページ、11目環境対策費、184万5,000円の減。

12目北方領土問題対策費は52ページにわたり、89万1,000円の減です。

52ページをお開きください。

13目特定防衛施設周辺整備費、159万円の減。

14目電子計算管理費、59万6,000円の減。

15目地域情報化推進事業費は54ページにわたり、444万6,000円の減です。

54ページをお開きください。

16目諸費は404万8,000円の減ですが、別海高等学校教育支援事業のうち、別海高等学校通学費助成金に不足が見込まれますことから、一部増額をしております。

続いて、2項1目税務総務費は56ページにわたりまして、74万8,000円の減。

56ページをお開きいただき、2目賦課徴収費は74万4,000円の減です。

3項1目戸籍住民基本台帳費、46万7,000円の増は、地方公共団体情報システム機構負担金の確定見込みによるものです。

5項1目統計調査総務費、6,000円の減。

2目指定統計費は58ページにわたり、46万9,000円の減です。

58ページをお開きください。

6項1目監査委員費は8万8,000円の減です。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費は60ページにわたり、619万6,000円の減です。

60ページをお開きください。

2目老人福祉費は63ページにわたり、2,093万2,000円の減で、主な減額内容につきましては、63ページをお開きいただき、63ページの説明欄中段になりますが、今回の補正に伴い介護サービス事業特別会計及び介護保険特別会計への繰出金の減が主な内容となっております。

4目障害者福祉費3,387万円の減は、障害者福祉事業経費の精査による減が主なものです。

65ページまでお進みください。

5目居宅介護支援事業費、2万4,000円の減。

6目地域包括支援センター費は66ページにわたり、6万4,000円の減。

66ページをお開きください。

7目後期高齢者医療費、295万7,000円の減。

2項1目児童福祉総務費、417万円の増は、各経費で支出見込み額精査による減額がある一方で、69ページまでお進みいただきまして、69ページの説明欄上から二つ目の経費となりますけれども、幼保無償化により、私立認定こども園に対する施設型給付費の負担金に不足が見込まれますことから増額しております。

2目児童措置費、726万円の減。

3目児童福祉施設費は、15万3,000円の減です。

70ページをお開きください。

4目保育園費、798万7,000円の減。

5目へき地保育園費は72ページにわたり、95万9,000円の減です。

72ページをお開きください。

6目児童館費、7万5,000円の減。

7目母子父子福祉費は191万6,000円の減です。

74ページにお進みください。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、3万円の減。

2目予防費、350万6,000円の減。

3目環境衛生費は76ページにわたり、495万5,000円の減。

76ページまでお進みいただき、4目健康管理費は78ページにわたり、418万3,000円の減です。

78ページをお開きください。

5目エキノコックス症対策費、35万8,000円の減。

7目母子センター費、36万8,000円の減。

8目病院費は2,000万円の増で、このたびの病院事業会計の補正予算において説明がありますが、外来、入院患者の減に伴う収益減に対し、一般会計からの繰り出しを増額し、運営の安定化を図るものです。

続いて、9目生活排水施設費、812万8,000円の減。

10目養育医療費、112万円の増は、未熟児養育医療の対象者の増により扶助費の不足が見込まれることによるものです。

2項1目清掃総務費は80ページにわたり、13万9,000円の減です。

80ページをお開きください。

2目じん芥処理費463万7,000円の減は、根室北部廃棄物処理広域連合負担金の確定見込みによる減額です。

3目じん芥処理場費、97万3,000円の減。

4目し尿処理費、6,000円の減。

5目し尿処理場費は、285万8,000円の減です。

82ページをお開きください。

82ページ、5款労働費、1項1目労働諸費は7万9,000円の減です。

次に、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、53万円の減。

3目農業振興費は85ページにわたり、6億6,375万6,000円の増ですが、増額要因は、畜産クラスター事業において、国の補正に伴う補助金の増が主なものとなっております。

85ページをお開きください。

4目畜産業費は86ページにわたりまして、115万5,000円の減です。

86ページをお開きください。

5目農地費、358万円の減。

7目農地調整推進事業費、6万5,000円の減。

8目農業者年金業務費、110万円の減。

2項1目広域農業推進費は88ページにわたり、1億2,349万3,000円の減で、説明欄にあります。農業水路等長寿命化事業及び畜産担い手総合整備型再編事業などの事業費確定見込みによるものです。

88ページをお開きください。

3項1目林業総務費、46万4,000円の増は、89ページの説明欄、上から3項目めになりますが、森林環境譲与税の事業費充当後の残額を森林環境譲与税積立金へ積み立てることによるものです。

続いて、2目林業振興費、3万5,000円の減。

3目森林環境保全整備事業費は170万4,000円の減です。

90ページをお開きください。

4項1目水産業総務費、2万5,000円の減。

2目水産業振興費、4,940万7,000円の減は、道営水産基盤整備事業費の確定見込みに伴う負担金額の精査が主なものです。

92ページをお開きください。

7款商工費、1項1目商工業振興費は94ページにわたり、37万6,000円の増で、92ページの説明欄、下から2段目になりますが、事業立てしております中小企業の借り入れに対する1%上乗せ補助に不足が見込まれることによるほか、94ページをお開きいただきまして、94ページ説明欄の2項目めになりますが、経費立てしております1%を上乗せ以外の通常の1%利子補給分についても、同様に不足が見込まれることによるものです。

続きまして、2目観光費は96ページにわたり、356万9,000円の減です。

97ページをお開きください。

8款土木費、1項1目土木総務費は98ページにわたり、69万6,000円の減。

98ページをお開きいただき、2項1目道路橋りょう総務費、161万4,000円の減。

2目道路維持費は100ページにわたり、46万3,000円の減です。

100ページをお開きいただき、3目道路新設改良費、854万3,000円の減。

4目防衛施設周辺道路整備事業費、320万1,000円の減。

5目防衛施設周辺障害防止受託事業費は102ページにわたり、854万8,000円の減です。

102ページをお開きいただき、3項1目下水道費は978万1,000円の減。

4項1目住宅管理費、166万7,000円の減です。

続いて、9款消防費、1項1目消防費、31万5,000円の減。

2目災害対策費は104ページにわたり、68万3,000円の減です。

105ページまでお進みください。

10款教育費、1項1目教育委員会費、5万円の減。

2目事務局費、14万5,000円の減。

3目教育指導費は107ページにわたり、229万2,000円の減です。

107ページにお進みください。

107ページ、4目奨学金、431万円の減。

2項小学校費、1目学校管理費、452万5,000円の減です。

108ページをお開きください。

2目教育振興費、92万4,000円の減。

3目通学対策費、454万5,000円の減。

4目学校建設費は110ページにわたり、7,651万3,000円の増ですが、こちらは国のギガスクール構想による補正予算において、小学校校内通信ネットワーク整備を実施するための事業費の増が主な内容です。

110ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費、258万2,000円の減。

2目教育振興費、115万1,000円の減。

3目通学対策費、118万9,000円の減。

4目学校建設費は112ページにわたり、7,550万円の増で、こちらは本目新設となりますが、小学校同様に、こちらも中学校の校内通信ネットワーク整備を実施するための事業費の増が主な内容です。

112ページをお開きください。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、54万5,000円の減。

2目教育振興費、22万6,000円の減。

5項1目社会教育総務費は116ページにわたり、183万1,000円の減です。

116ページまでお進みください。

2目生涯教育推進費、8万7,000円の減。

3目生涯教育学習費、20万8,000円の減。

4目青少年教育費は118ページにわたり、51万円の減です。

118ページをお開きください。

5目中央公民館費、14万円の減。

6目東公民館費、19万4,000円の減。

7目西公民館費は220ページにわたり、45万5,000円の減です。

120ページをお開きください。

120ページ、8目図書館費は79万7,000円の減ですが、図書館図書等購入事業において、いただいた目的寄附により図書を追加購入するため、10万円の予算を計上しております。

続いて、9目郷土資料館費は122ページにわたり、5万8,000円の減です。

122ページをお開きください。

10目生涯学習センター費、77万9,000円の減。

6項1目保健体育総務費、42万9,000円の減。

2目学校給食費、3,220万円の増は、国の補正予算に伴います旧給食センターの解体工事にかかる予算額の増額です。

3目へき地学校保健管理費は124ページにわたり、77万1,000円の減です。

124ページをお開きいただき、5目パイロットマラソン大会費、110万円の減です。

最後に、12款公債費、1項2目利子、1,411万9,000円の減は、平成30年度借り入れ分などの利率の確定によるものです。

以上で、議案第9号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第9号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

4ページにまたがるかと思えますけれども、農林水産業費の中で6億5,000万強の農業費の、恐らく畜産クラスターだと思いますけれども、この関係で各JAでどのくらいの戸数が予定されていたのか、内容だね、いろんな事業があると思えますけれども、それも全体もできればお知らせをいただきたいなと思えます。

もう1点はですね、27ページのふるさと応援寄附金ですね、当初1億円予定されていましたが、いろんな事情で3,500万、3分の1ほどに減ったんですけど、各町村で、全国的にもそうですけど、このふるさと応援というものをそれぞれの町の地元特産品も含めて、非常に活発にやられているんですけども、その減った原因と今後の対応を含めまして、それともう1点はですね、とりあえずそういうことで。

○議長（西原 浩君） 2点でよろしいですか。

○14番（佐藤初雄君） はい、結構です。

○農政課長（小野武史君） はい。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

お答えいたします。

4ページですね、農業費、補正額6億5,831万6,000円の中ですね、クラスター事業につきましては、うち6億8,447万6,000円になります。

このクラスター事業の内容について、説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、国の令和元年度補正予算成立に伴い、道東あさひ畜産クラスター協議会及びけねべつ地域畜産クラスター協議会からの追加事業実施要望に基づくものであります。

なお、国の令和元年度補正予算により事業採択となったことから、年度内の事業完了が見込めないことから翌年度に繰越しをし、令和2年度に実施することとなります。

事業の詳細ですが、事業対象件数は全部で4件、事業実施主体は道東あさひ畜産クラスター協議会が3件、けねべつ地域畜産クラスター協議会が1件となっております。

また、事業費の総額は15億2,000万円、この事業費に対する補助分が6億8,000万円となっております。

施設の整備予定につきましては、畜舎整備が4棟、搾乳ロボットが7基、ミルクングパーラーが1基等となっております。

以上で終わります。

○総合政策課長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（三戸俊人君） はい。

それでは私のほうから、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、当初予算では、ふるさと応援基金につきまして、本年度の見込みを1億円と見込んでおりました。

結果としてですね、1月末現在なんですけど、現在のところ5,342万7,000円、これがふるさと納税という形で入ってきております。

昨年ですね、決算額が5,205万円ということで、すでに1月末で昨年を上回っている状況であります。当初予定の1億円には今年度達しないということで、減額を行っております。

目標に達しなかった理由は、いろいろあると思うんですが、一つとしてですね、今年度ふるさと納税を行うに当たって、平成30年度と同様にふるさと納税を受け付ける三つのポータルサイト、インターネットで受け付けするわけですが、それがふるさとチョイス、ANA、ふるまると昨年と同じ状況で行っておりました。

これらが大幅な伸びがなかった原因かなと考えているところです。

町としてもですね、ふるさと納税の拡充のため、お客様のいわゆる、ふるさと納税の取扱窓口ポータルサイトを増やすことを検討しておりました。

現在の委託業者、JTBレッドホースというところへ委託しておるわけですが、来年度から、新たに、さとふるというところへ変更することを検討しております。

また、この、さとふるのお客様の申し込みできるポータルサイトについても、2月28日から運用を開始しているところでございます。

新年度につきましては、これまで同様のふるさとチョイス、ANAのほか、先ほどのさとふる、それと4月中にはですね、楽天、それとふるなびと、ふるさと納税のポータルサイトとして大手というか、数多くのお客様が使っているところと契約を結び、別海町においても、ふるさと納税の申し込みができるようにしておりますので、新年度のふるさと納税の増額に向けて取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（西原 浩君） 佐藤議員よろしいですか。

○14番（佐藤初雄君） はい、よろしいです。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ありませんか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

41ページの最下段のプレミアム付商品券事業補助金で320万円減額するということでしたが、当初の予定としてはいくらを予定していたのかということと、割り算すればいいんですが、その予定していた額に対する給付率というかね、実際に補助した額の割合、給付率って言ったらいいのか分からないのですが、そういうこと、それと減額の給付しなかった理由、できなかった理由っていいですかね、それをちょっと教えていただきたいのが一点ですね。

それから、今佐藤議員からも質問ありましたが、83ページのクラスター事業関係なんですけど、この補正で6億8,000万円の内容はわかりましたけれども、今年度の補正

前に確か約5,600万円の事業が組まれていたと思うんですね。その事業の内容を教えてください。それから平成30年度までの事業内容、そういう部分の協議会別のものはいいですから、総体としてどうかということ教えてください。

それから92ページになりますけどね。

UIJターンの新規就業支援事業の補助金を全額削るということなんだけど、結局なかったということですよ、新規就業者がなかったということなんだけど、これをなかったっていうか、その最初の計画してきたことがなかなか進まなかったということなんだろうけども、その進まなかった理由を教えてください。

それから、109ページの小学校校内通信ネットワーク整備事業なんですけど、ギガスクール構想に基づく事業だということは説明あったんですけど、もう少し、その事業内容を教えてください。それから、この事業については、これで整備は全て完了するののかということですね、追加の事業というのは、この後予定されているのか、いないのかということも教えてください。

111ページの中学校についても同じことをお聞きします。

それから、それでいいです。まずそれを聞きます。

最後ですけどね、115ページの旧光進小中学校校舎の校舎等利活用事業経費ということで、これも削るということですが、今後どういうふうになるのかということもちょっと教えてください。今後の方向性ですね、この校舎利用について、旧校舎利用についての今後の方向性。以上です。

○総合政策課長（三戸俊人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（三戸俊人君） はい。

私のほうからは、プレミアム商品券のことについて説明させていただきます。

当初ですね、非課税者の方、それと子育て世帯家庭ということが想定となっております。当初の予定ではですね、非課税者が1,200、それと子育て世帯が400ということで、合計1,600という想定で予算を編成しておりました。

それで、2月21日現在なんですけど、実際にこのプレミアム商品券について、交付の状況ですが、非課税者で592、それと子育て世帯が364というふうな状況になっております。

交付をしたのが956ということになっております。

非常にですね、給付率というのが、1人ですね、最大2万円で2万5,000円のプレミアム券を購入することができる、逆にいえば最低で4,000円で5,000円のプレミアム券を購入するということで、なかなか実態がつかみづらいところがあるんですけど、交付されたその956人の中で、2月21日現在の状況を見ますと、約70%切れるぐらいの方が申請のあと購入しているのではないかというのは数字をつかんでおります。

それともう1点ですね。

結果として、このぐらいの数になってしまった理由というのが明確にはなかなかわからないところもあるんですけど、どうしてもその非課税世帯の方でプレミアム分の商品券を買うのに、最大で2万円を支払った形で2万5,000円を得るということで、その辺はプレミアムについてのそれぞれの価値判断があったのかなと考えているところです。

以上です。

○農政課長（小野武史君） はい。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

私のほうからですね、83ページの畜産クラスター事業の関係で2点ですね、質問がありましたので、まず1点目の昨年6月に補正した分の1件につきましてはですね、道東あさひ畜産クラスター協議会における1件分となっております。

なおですね、今年度につきましては、昨年度から繰越予算分として16件分、繰越をして事業実施しております。

ですから、今年度につきましては、6月補正分の1件と合わせまして計17件。これが今年度まで事業を完了する予定となっております。

また2点目のですね、平成30年度までの実績についてなんですけれども、本事業につきましては平成27年度から実施しておりますので、平成27年度から平成30年度実施分までの実績で申し上げます。

事業費の総額につきましては、120億1,600万円、補助額が53億2,300万円となっております。

取組件数につきましては、全部で37件。内訳といたしましては、道東あさひ畜産クラスター協議会が30件、中春別協議会が6件、けねべつ協議会が1件。なお、事業の実施内容なんですけれども、畜舎等の施設整備が36棟、また、排せつ物関係の施設が14棟、ロボット関連搾乳ロボットが全部で69基となっております。以上でございます。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい。

それでは、私のほうから92ページのUIJターン新規就業支援事業について御説明をいたします。

まず、UIJターン新規就業支援事業は、東京23区在住者、または千葉、埼玉、神奈川の東京圏から東京23区へ通勤している者で、地方への移住を希望する者に対し、移住支援金を支給するもので、本町では令和元年度10月から実施をしているものでございます。

支援金の交付要件としましては、転入後3カ月以上1年以内、かつ就業後3カ月経過後であることや、北海道が運営するマッチングサイトに登録された企業に就労することなどがあり、現時点では残念ながら実績がなく事業効果が出ておりません。

なお、マッチングサイトに企業が登録され、そしてマッチングサイトを通じて移住者があった場合には、マッチングサイトを運営する北海道から町に報告が入ることとなっております。以上です。

○学務課長（入倉伸顕君） はい。

○議長（西原 浩君） 学務課長。

○学務課長（入倉伸顕君） はい。

私から小学校校内通信ネットワーク、そして中学校校内通信ネットワーク合わせて説明させていただきます。

このギガスクール構想につきましては、通信ネットワークの整備、これが一つ、それともう一つは、児童生徒1人1台端末の整備、この二つが大きな軸となっております。

今回の補正では、公立学校情報通信ネットワーク環境整備としまして、補助対象の内容として、校内LAN整備、それと電源キャビネット整備となっております。

補助率は2分の1で、起債の充当率は100%です。

事業概要ですけれども、1人1台端末使用に対応できる高速LANを整備し、本町としましては、普通教室、特別教室へ無線LAN整備及び電源キャビネットの設置をしようとするものです。

この整備時期は、令和2年度を計画しております。また、整備の今後の予定ということですが、もう一つの大きな軸であります公立学校情報機器整備、こちらのほうは児童生徒に1人1台端末を整備しようとするものです。

補助割合につきましては定額で、上限が1台4万5,000円となっております。

事業概要については、1人1台端末を整備しようとするものです。

これにかかわる整備の時期ですけれども、補助が令和5年度までを想定しているため、本町としては、令和3年度以降の整備を検討することとしております。以上です。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

私のほうから、光進小中学校校舎等利活用事業経費についてお答えいたします。

今まで教育委員会が光進の校舎等の利活用事業ということで実施してきました。

主に、夏期間の少年団活動もしくは部活動の合宿地として利用を促進してきましたが、実績が上がらず今年度まで来ております。

そういったことを踏まえまして、利活用事業については廃止という方向で考えております。以上で説明を終わります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、わかりました。

ちょっと追加で質問なんですけど、このネットワーク整備事業の関係で、これからも事業は、来年度だけでなくてさらに続くんだっていうようなことはわかりましたけれど、それらを整備したのちのですね、ランニングコストというのどのぐらい見込まれるものなのか、財政的な負担という点ではどう考えているのかっていうことと、これを整備することで、校内LANの整備ということですから、これは各学校、同じような条件で整うっていう考え方でいいのか、その速度等に関する違いというの出てくるのか来ないかということをお聞きしたいと思います。

それから、光進小中学校の問題ですけど、事業としては廃止するということでわかりましたけれども、その後はどうなるのかなっていうのは、ちょっとやっぱり疑問として残りますので、もしそこら辺である程度の構想があれば教えてください。

○学務課長（入倉伸顕君） はい。

○議長（西原 浩君） 学務課長。

○学務課長（入倉伸顕君） はい。

中村議員の質問にお答えいたします。

まず、ランニングコストについてなんですけども、現在のところ具体的にどれだけのランニングコストが生じるかっていうものは、まだ試算をしてないところです。

といいますのも、今回ネットワークの整備を進めていくわけですけれども、どのようなネットワークの手法をとるのかっていうのも、これから行う調査設計の中で検討していきたいというふうに考えておりますので、今後、ランニングコストについては検討を進めて

まいります。

あと通信速度の部分ですけれども、本町を現在、光そしてADSL、そして高速無線LAN、こういった形で取り扱っております、各地区によって利用しているものは違ってきておりますので、この部分についても、今後ですね、検討を進めて、1人1台パソコンを使用したときに支障の出ないような形で整備していくことを検討していきたいと考えております。以上となります。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

光進小中学校の校舎を含め、体育館そして教員住宅を利活用として実施したのは教員住宅6棟になりますが、今後の使い道、今後の方向性としてははっきりとした回答はできませんが、今協議中ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい、よろしいです。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第10号

○議長（西原 浩君） 日程第8 議案第10号令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第10号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,930万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款国民健康保険税、1項で2,804万7,000円の減。

2款道支出金、1項で32万4,000円の減。

3款財産収入、1項で8,000円の減。

4款繰入金、1項と2項で2,298万8,000円の増。

5款繰越金、1項で65万6,000円の増。

6款諸収入、1項と2項で123万5,000円の増。

歳入合計で350万円の減額です。

次に3ページ、歳出です。

1款総務費、1項から4項で259万4,000円の減。

3款国民健康保険事業費納付金、1項で1,000円の減。

4款保健事業費、1項と2項で89万7,000円の減。

5款基金積立金、1項で8,000円の減。

歳出合計で350万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,930万円とするものです。

次の歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略し、2の歳入から説明いたします。

7ページをお開きください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税2,804万7,000円の減は、現時点における収入見込み額の精査によるものです。

なお、現年度分の収納率は97%で算出しております。

8ページをお開きください。

2款道支出金、1項1目保険給付費等交付金32万4,000円の減は、特定健康審査等負担金の額の確定によるものです。

なお、一部細節科目の変更を行っていることから、説明欄において保険者努力支援分と、特別調整交付金分について、同額の増減としております。

3款財産収入、1項1目利子及び配当金8,000円の減は、国保財政調整基金から発生する利息の確定によるものです。

次に、9ページです。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、267万9,000円の減は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い増額する一方で、事務費を対象とする報酬・物件費等繰入金について、繰入対象外となる経費等の精査により減額となるものです。

2項1目財政調整基金繰入金、2,566万7,000円の増は、本補正において国民健康保険税の収入見込みの減などにより不足する財源について、国保財政調整基金からの繰り入れを増額するものです。

なお、基金繰入及び利息により、国保財政調整基金の補正後の予算上の残高は、約2億7,860万円となります。

5款繰越金、1項1目その他繰越金、65万6,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、10ページをお開きください。

6款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金、7万6,000円の増は、収入見込み額の精査によるものです。

2項3目一般被保険者返納金、15万9,000円の増は、保険給付後の労災適用による返納金の増額が主なものです。

歳入については、以上となります。

11ページをお開きください。

3の歳出です。

同じく目の欄の補正額で説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、150万5,000円の減。

12ページにかけまして、2目連合会負担金、9万1,000円の減。

12ページをお開きください。

2項1目賦課徴収費、6万2,000円の減。

2目納税奨励費、55万1,000円の減。

3項1目運営協議会費、29万1,000円の減。

13ページにお進みください。

4項1目趣旨普及費、9万4,000円の減。

11ページの一般管理費から趣旨普及費までは、いずれも支出額の確定及び支出見込み額の精査によるものです。

3款国民健康保険事業費納付金、1項3目介護納付金分、1,000円の減は、額の確定によるものです。

14ページをお開きください。

4款保健事業費、1項1目健康増進指導事業費、4万2,000円の減。

2項1目特定健康診査等事業費、85万5,000円の減は、支出額の確定及び支出見込みの精査によるものです。

次に、15ページです。

5款基金積立金、1項1目基金積立金、8,000円の減は、国保財政調整基金から発生する利息の確定によるものです。

17ページをお開きください。

歳出を終わりまして、補正予算給与費明細書です。

1の特別職は、別海町国民健康保険運営協議会委員が該当するものです。

下段の比較の欄で申し上げます。

職員数は補正前と変更はありません。

給与費の報酬で9万6,000円の減。

共済費はございませんので、合計でも9万6,000円の減となっております。

以上で、議案第10号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第10号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第11号

○議長（西原 浩君） 日程第9 議案第11号令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第11号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,590万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,180万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止は、第3表 債務負担行為補正による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更は、第4表 地方債補正による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

2款使用料及び手数料、1項と2項で192万7,000円の減。

3款国庫支出金、1項で260万6,000円の減。

4款繰入金、1項で978万1,000円の減。

5款繰越金、1項で6万9,000円の増。

6款諸収入、1項と2項で65万5,000円の減。

7款町債、1項で100万円の減。

歳入合計で1,590万円の減額です。

次に3ページ、歳出です。

1款総務費、1項で321万7,000円の減。

2款下水道施設費、1項で428万1,000円の減。

3款集落排水施設費、1項と2項で764万2,000円の減。

4款公債費、1項で76万円の減。

歳出合計で1,590万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,180万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費です。

3款集落排水施設費、1項農業集落排水施設費、農業集落排水事業8,730万円は、国の追加採択及び執行残に伴う追加工事となります。

工事内容は、西春別地区及び上春別地区排水処理施設の遠方監視装置、伝送装置の更新と、別海終末処理場の遠方監視装置、伝送装置の機能増設で、令和元年度から令和2年度で、実施中の特定環境保全公共下水道事業で実施している別海終末処理場の遠方監視装置の更新工事と関連するため、施工時期を合わせる必要があることから繰り越しとするものです。

第3表、債務負担行為補正の廃止です。

事項で、令和元年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償と、別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担、令和元年度融資分の2項目について、借り入れ希望がなかったことによる廃止です。

次に5ページ、第4表、地方債補正の変更です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業、限度額6,860万円を20万円減額し、6,840万円とし、農業集落排水事業、限度額7,390万円を80万円減額し、7,310万円とするものです。

いずれも起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計では、補正前の限度額1億4,250万円から100万円を減額し、補正後の限度額を1億4,150万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略し、2の歳入から御説明いたします。

9ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄の補正額で御説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料、192万1,000円の減。2項1目手数料、6,000円の減は、いずれも決算見込みによるものです。

3款国庫支出金、1項1目下水道施設費補助金、84万1,000円の減。2目集落排水施設費補助金、176万5,000円の減は、いずれも事業費の確定見込みによるものです。

4款繰入金、1項1目繰入金、978万1,000円の減は、歳出予算の減額に伴う一般会計からの繰入金の減です。

続いて、10ページをお開きください。

5款繰越金、1項1目繰越金、6万9,000円の増は、前年度収入額確定によるものです。

6款諸収入、1項1目雑入、4万5,000円の増は、本目新設で、消費税額確定に伴う還付金の増です。

0項0目貸付金収入、70万円の減は、水洗便所改造資金の借り入れの希望者がなかったことによる減です。本項廃項となります。

7款町債、1項1目下水道施設債、20万円の減。2目集落排水施設債、80万円の減は、いずれも事業費の確定見込みによる町債の減です。

以上で、歳入を終わります。

11ページをお開きください。

3、歳出です。

目の欄、補正額で御説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、251万7,000円の減は、下水道管理経費の確定見込みによる執行残の減です。

0項0目水洗化普及費、70万円の減は、水洗便所改造資金の借り入れ希望者がなかったことによる減です。

本目廃目となります。

2款下水道施設費、1項、12ページをお開きいただき、1目処理場費、93万7,000円の減。

2目管渠維持費、26万7,000円の減。

3目施設整備費、307万7,000円の減は、いずれも管理経費及び事業費確定見込みによる執行残の減です。

続いて13ページ。

3款集落排水施設費、1項1目処理場費、3万1,000円の減。

2目管渠維持費、32万7,000円の減。

3目施設整備費、281万4,000円の減。

14ページをお開きいただき、2項1目処理場費、95万2,000円の減。

2目管渠維持費、30万円の減。

3目施設整備費、321万8,000円の減は、いずれも管理経費及び事業費確定見込みによる執行残の減です。

次に、15ページ。

4款公債費、1項2目利子、76万円の減は、額の確定によるものです。

以上で、議案第11号下水道事業特別会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第11号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第12号

○議長（西原 浩君） 日程第10 議案第12号令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい。

議案第12号令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の内容について説明をいたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ540万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,720万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款介護サービス費、1項で372万円の減。

2款使用料及び手数料、1項と2項で72万2,000円の増。

3款財産収入、1項で3万1,000円の増。

4款繰入金、1項で180万円の減。

6款諸収入、1項で23万3,000円の減。

7款町債、1項で40万円の減。

歳入合計で540万円の減です。

次に、歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で540万円の減。

歳出合計で540万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,720万円とするものです。

3ページをご覧ください。

第2表、地方債補正です。

今回の補正は地方債の限度額を変更するもので、二酸化炭素排出抑制対策事業費の確定に伴い、起債の限度額を変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

3ページ中ほどの合計欄、補正前の限度額2,190万円を40万円減額し、補正後の限度額を2,150万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は説明を省略し、2の歳入から説明いたします。

7ページをお開きください。

2、歳入です。

目の補正額の欄で説明いたします。

1款介護サービス費、1項1目施設介護サービス費、170万円の減は、老人保健施設利用者単価の減の見込みによるものです。

2目居宅介護サービス費、202万円の減は、通所リハビリテーション利用者及び利用単価の見込み、老人保健施設短期入所及び訪問看護ステーションの利用者の減によるものです。

次に、8ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目施設介護サービス使用料、123万円の増は、老人保健施設利用者単価の増見込みによるものです。

2目居宅介護サービス使用料、2万円の減は、老人保健施設、通所リハビリテーションの使用料の増見込みと、短期入所の利用者数の減によるものです。

2項1目居宅サービス手数料、48万8,000円の減は、訪問看護ステーション利用者数の減によるものです。

9ページにお進みください。

3款財産収入、1項1目財産貸付収入、3万1,000円の増は、医師及び医療技術員住宅の入居者の増によるものです。

4款繰入金、1項1目繰入金、180万円の減は、歳出に対する歳入予算の超過分を減額するものです。

10ページをお開きください。

6款諸収入、1項1目雑入、23万3,000円の減は、社会保険収入の減、二酸化炭素排出抑制対策事業費確定に伴う補助金の減によるものです。

7款町債、1項1目介護サービス事業債、40万円の減は、二酸化炭素排出抑制対策事業費の確定に伴う起債借入額の減によるものです。

歳入は以上であります。

11ページをお開きください。

3、歳出です。

同じく目の補正額で説明いたします。

1款サービス事業費、1項1目老人保健施設費は13ページ中段までで495万円の減。基準単価の増額に伴い、燃料費は増となりますが、二酸化炭素排出抑制対策事業の事業費確定及び支出見込み額精査に伴い、減額となるものです。

2目訪問看護費は14ページ上段まで45万円の減。こちらは支出見込み額精査によるものであります。

以上で、議案第12号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第12号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第13号

○議長（西原 浩君） 日程第11 議案第13号令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第13号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,370万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,700万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

最初に、歳入です。

補正額の欄で説明します。

1 款保険料、1 項で172万2,000円の増。

3 款国庫支出金、1 項と2 項で1,385万3,000円の減。

4 款支払基金交付金、1 項で3,449万2,000円の減。

5 款道支出金、1 項と2 項で1,012万4,000円の減。

7 款繰入金、1 項と2 項で1,304万7,000円の増。

歳入合計で4,370万円の減額です。

次に、歳出です。

1 款総務費、1 項から3 項で248万円の減額。

2 款保険給付費、1 項で4,007万円の減額。

3 款地域支援事業費、3 項で115万円の減。

歳出合計で4,370万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,700万円とするものです。

次の事項別明細書ですが、1の総括については省略させていただき、2の歳入から説明します。

5 ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄、補正額で説明します。

1 款保険料、1 項1 目第1 号被保険者保険料172万2,000円の増は、特別徴収保険料の減と普通徴収保険料の増によるものです。

6 ページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項1 目介護給付費負担金、1,556万8,000円の減は、介護給付費決算見込み額算定による国庫負担金の減額によるものです。

2 項2 目日常生活支援総合事業交付金、9万4,000円の減と、3 目総合事業以外の地域支援事業交付金、14万9,000円の減は、介護給付費決算見込み額算定による国庫補助金の減額によるものです。

4 目介護保険事業補助金、33万3,000円の増は、システム改修事業交付見込みによるものです。

5 目保険者機能強化推進交付金、162万5,000円の増は、本目新設で、地域支援事業を中心とした市町村の取り組みへの対価として補助されるものです。

4 款支払基金交付金、1 項1 目介護給付費交付金、3,386万7,000円の減と、2 目地域支援事業支援交付金、62万5,000円の減は、介護給付費決算見込み額算定による支払基金交付金の減額によるものです。

続いて7 ページになります。

5 款道支出金、1 項1 目介護給付費負担金、1,000万2,000円の減は、介護給付費決算見込み額算定による道費負担金の減額によるものです。

2 項1 目日常生活支援総合事業交付金、4万7,000円の減と、2 目総合事業以外の地域支援事業交付金、7万5,000円の減は、介護給付費決算見込み額算定による道補助金の減額によるものです。

7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、1,080万3,000円の減は、介護給付費決算見込み額算定、システム改修費見込み等による事務費繰入金の減額によるものです。

2項1目介護給付費準備基金繰入金、2,385万円の増は、介護給付費決算見込みによる介護保険給付費準備基金繰入金の増額によるものです。

9ページをお開きください。

3、歳出です。

同じく目の欄補正額で説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、7万9,000円の減と、2目地域支援事業事務費、6,000円の減は、精査による減額になります。

2項1目賦課徴収費、16万円の減は、見込み額算出による減額です。

10ページをお開きください。

3項1目介護認定審査会費、25万1,000円の減と、2目認定調査費、198万4,000円の減は、見込み額算出による減額です。

2款保険給付費、1項1目介護サービス費、4,007万円の減は、見込み額算出による減と東圏域新施設の見込み減による減額になります。

3款地域支援事業費、3項2目権利擁護事業費、55万7,000円の減と、4目任意事業費、59万3,000円の減は、地域支援事業費見込み額算定による減額です。

以上、議案第13号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第13号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第14号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第14号令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第14号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,440万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、1項で602万円の増。

2款繰入金、1項で265万7,000円の減。

3款繰越金、1項で33万7,000円の増。

歳入合計で370万円の追加です。

次に、下段の歳出です。

1款総務費、1項と2項で6万6,000円の減。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項で376万6,000円の増。

歳出合計で370万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,440万円とするものです。

次の歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略し、2の歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料、306万4,000円の増。2目普通徴収保険料、295万6,000円の増は、現時点における収入見込み額の精査によるものです。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、265万7,000円の減は、一部繰入額の確定及び見込み額の精査によるものです。

次に、6ページをお開きください。

3款繰越金、1項1目繰越金、33万7,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

歳入については以上となります。

7ページをお開きください。

3、歳出です。

同じく目の欄の補正額で説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、6万4,000円の減。2項1目徴収費、2,000円の減は、いずれも執行残の精査によるものです。

8ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、376万6,000円の増は、広域連合に納付する事務費負担金及び保険基盤安定負担金の確定

に伴い減額する一方で、保険料負担金見込み額の精査により増額となるものです。

以上で、議案第14号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第14号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第15号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第15号令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○病院事務課長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（小川信明君） はい。

議案第15号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

令和元年度町立別海病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を、次のとおり改める。

2項、年間患者数。

1号、入院、365人減で、2万4,090人とする。

2号、外来、3,352人減で、7万4,511人とする。

3項、1日平均患者数。

1号、入院、1人減で、66人とする。

2号、外来、14人減で、306人とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款病院事業収益、1項と2項合わせて4,450万5,000円を減額し、合計で20億6,341万5,000円とする。

次に、支出の1款病院事業費用、1項と2項合わせて3,040万5,000円を減額し、

合計で22億7,957万3,000円とする。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,733万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,733万9,000円で補てんするものとする。

収入の1款資本的収入は、1項から3項合わせて1,942万7,000円を減額し、2億4,449万9,000円とするものです。

次に、支出の1款資本的支出は、1項と2項合わせて1,329万円を減額し、3億2,183万8,000円とするものです。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費、624万8,000円増額し、12億9,429万1,000円とする。

2号、交際費、50万円を減額し、80万円とする。

3ページをごらんください。

第6条、他会計からの補助金。

予算第8条に掲げる金額を次のとおり改める。

1号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、393万1,000円。

2号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,412万2,000円。

3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、822万円。

4号、児童手当に要する経費、571万円。

5号、院内保育所に要する経費、1,890万8,000円。

6号、医師の派遣をうけることに要する経費、2,691万円。

次に、5ページからの補正予算実施計画は省略させていただき、補正予算に関する説明書です。

7ページをお開きください。

令和元年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書です。

先ほど款項で説明いたしましたので、目の補正額で説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入です。

1款病院事業収益、1項1目入院収益、1,360万6,000円の減は、入院患者数の件数見込みによる減額です。

2目外来収益、3,802万円の減についても、外来患者数の件数見込みにより減額とするものです。

3目その他医業収益、1,800万8,000円の減は、公衆衛生活動収益などの収入見込みによる減額です。

2項2目他会計補助金、495万3,000円の減は、医師派遣に関する経費などの繰入基準に基づく経費の見込みの減少により、一般会計からの補助金を減額するものです。

4目負担金交付金、3,238万円の増は、当初見込んだ収入を確保できない見込みとなることから、一般会計負担金を増額するものです。

5目患者外給食収益、23万9,000円の増は、収入見込みによるものです。

7目その他医業外収益、253万7,000円の減は、収入見込みによるものです。
次に、8ページの支出です。

1款病院事業費用、1項1目給与費、624万8,000円の増は、給与引当金繰入額等の増額によるものです。

3目経費、993万9,000円の減は、9ページまでとなりますが支出見込み額精査による減額です。

9ページです。

5目減価償却費、3,117万1,000円の減は、建設仮勘定の精査による減です。

6目資産減耗費、54万3,000円の減は、医療機器の処分などによる減額です。

2項2目雑損失、500万円の増は、仮払い消費税の精査によるものです。

続いて、10ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入です。

1款資本的収入、1項1目企業債、1,090万円の減は、公営企業債の借入額確定による減額です。

2項1目他会計出資金、742万7,000円の減は、事業費の確定に伴う一般会計からの出資金の減額によるものです。

3項1目補助金、110万円の減は、事業費の確定に伴う国庫補助金の減額によるものです。

次に、支出です。

1款資本的支出、1項1目資産購入費、1,327万円の減は、医療機械購入などの支出見込み額の精査によるものです。

2項1目企業債償還元金、2万円の減は、企業債償還金の償還利率の確定によるものです。

続いて、11ページをごらんください。

令和元年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

資本増加額の見込みで2億2,183万9,000円の減額となり、資金期末残高で2,852万9,000円となる予定です。

続きまして、12ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、総括。

下段の比較欄合計で説明いたします。

職員数について増減はありません。

給与費のうち、報酬・賃金、289万9,000円の増。

法定福利費、334万9,000円の増。

合計で624万8,000円を増額し、補正後の合計額を12億9,429万1,000円とするものです。

続きまして、13ページをごらんください。

令和元年度町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下、下から3行目をごらんください。

当年度純損失見込み1億7,010万6,000円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が24億1,096万9,000円となる見込みです。

14ページの令和元年度町立別海病院事業予定貸借対照表と、15ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第15号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第15号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第16号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第16号令和元年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第16号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和元年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款水道事業収益、1項と2項で1,496万5,000円を増額し、10億6,902万円とするものです。

収益的支出です。

1款水道事業費用、1項と2項で146万9,000円を減額し、8億1,301万9,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,846万5,000円は、減債積立金1億6,379万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,831万5,000円、過年度分損益勘定留保資金6,635万2,000円で補てんするものとする。

資本的収入です。

1款資本的収入、1項と2項で2,923万6,000円を減額し、3億7,186万4,000円とするものです。

資本的支出です。

1款資本的支出、1項で8,134万3,000円を減額し、6億5,032万9,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、債務負担行為。

予算第5条で定めた債務負担行為をすることができる限度額を次のように改める。変更です。

事項は財務省用地賃貸料、借り受けしている土地の一部で所有権が移転となったことに伴い、賃貸料に変更が生じることから限度額を変更するもので、期間に変更はなく、令和2年度の限度額7,000円及び令和3年度の限度額7,000円を、変更後において令和2年度6,000円及び令和3年度6,000円とするものです。

第5条、企業債。

予算第6条で定めた起債の限度額を次のように改める。変更です。

起債の目的、農業水路等長寿命化事業、限度額1億9,000万円を2,260万円減額し、1億6,740万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので説明を省略いたします。

合計では、補正前の限度額3億9,350万円から2,260万円を減額し、補正後の限度額を3億7,090万円とするものです。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

2号、交際費、5万円を減額し、ゼロとするものです。

第7条、たな卸資産購入限度額。

予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額「3,727万3,000円」を「1,746万6,000円」に改める。

3ページ、4ページの補正予算実施計画の説明は省略いたします。

5ページをお開きください。

令和元年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。

目の欄の補正予定額で御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入です。

1款水道事業収益、1項1目給水収益、402万円の減。3目その他の営業収益、80万2,000円の減は、いずれも決算見込みによるものです。

2項1目受取利息及び配当金、73万5,000円の減。2目負担金、525万6,000円の増は、いずれも決算見込みによるものです。

3目長期前受金戻入、1,917万4,000円の増は、現金を伴わない科目ですが、資

産除却の精査による補助金、受贈財産評価分の収益価格の決算見込みによるものです。

4目雑収益、3万円の増は、決算見込みによるものです。

5目消費税及び地方消費税還付金、393万8,000円の減は、還付額確定見込みによるものです。

6ページをお開きください。

支出です。

1款水道事業費用、1項1目原水及び浄水費、609万9,000円の減。2目配水及び給水費、1,955万8,000円の減。7ページにお進みいただき、4目総係費、112万3,000円の減は、いずれも執行残の精査によるものです。

5目減価償却費、6万2,000円の減は、償却費の精査によるものです。

6目資産減耗費、2,591万3,000円の増は、除却費の確定によるものです。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、72万7,000円の減、2目雑支出、18万7,000円の増は、いずれも額の確定によるものです。

8ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入です。

1款資本的収入、1項1目企業債、2,260万円の減は、事業費の確定見込みに伴う借入額の確定によるものです。

2項1目工事負担金、663万6,000円の減は、施設移転補償費の確定によるものです。

続いて支出です。

1款資本的支出、1項1目事務費、31万4,000円の減。2目施設費、4,936万1,000円の減。3目量水器設置費、3,028万8,000円の減。4目固定資産購入費、138万円の減は、いずれも事業費の確定見込みによる執行残の精査です。

次に9ページ、令和元年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目をごらんください。

資金増減額の見込みです。

1億7,697万1,000円の増額となり、最下段の資金期末残高で、26億7,779万4,000円となる予定です。

次に、10ページをお開きください。

令和元年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目をごらんください。

当年度純利益の見込みです。

2億768万6,000円となる予定です。

次の11ページ、令和元年度別海町水道事業予定貸借対照表と、12ページの注記表の説明は省略いたします。

以上で、議案第16号水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第16号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第37号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第37号工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

それでは、議案第37号の内容説明をいたします。

議案の93ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、根室中部3号主要幹線改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億1,110万円、うち消費税及び地方消費税額1,010万円。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海130番地の18、寺井建設株式会社、代表取締役、寺井範男。

次に、本案提出に至るまでの入札等の計画について御説明いたします。

公募期間は1月15日から2月4日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は2月27日、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、角川建設株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1億200万円、最低入札価格は1億100万円で、最低入札者であります本案の寺井建設株式会社と現在、仮契約中であります。なお、工期は、本契約の翌日から10月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の131ページをお開きください。

132ページまでが本案工事の資料となっております。

工事の場所は、図面の右側国道243号線から中央の道道別海厚岸線を交差して国道243号線に接続する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の実線で示します455.8メートルについて、車道幅員5.5メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料の132ページには、本路線の土工定規図を記載しておりますが、詳細な内容につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第37号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第37号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第38号

○議長（西原 浩君） 日程第16 議案第38号工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第38号の内容説明をいたします。

議案の94ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に議案の本文を朗読いたします。

1、契約の目的、中西別上風連線改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、2億5,850万円、うち消費税及び地方消費税額2,350万円。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長、高玉政行。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は1月15日から2月4日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は2月27日、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、

角川建設株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は2億3,670万円、最低入札価格は2億3,500万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在、仮契約中であります。なお、工期は、本契約の翌日から12月21日までを予定しております。

工事の内容につきましては議案資料で御説明いたします。

議案資料の133ページをお開きください。

134ページまでが本案工事の資料となっております。

工事の場所は、中西別市街から矢臼別演習場入口に向かう計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の実線で示しております771.76メートルについて、車道の幅員5.5メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料の134ページには、本路線の土工定規図を記載しておりますが、詳細な内容につきましては説明のほう省略させていただきます。

以上で、議案第38号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第38号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたしますが、議員の皆様そのままお待ちください。

午後 2時10分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎延会宣言

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

けさ、7時39分に別海町も暴風雪警報と大雪警報が気象庁から発表され、現在も断続的に風雪が続いています。

今後、さらに天候が荒れることが予想されますので、会議の途中ではありますが延会したいと思います。

本日、内容説明できなかつた議案は、あすの日程に組み込むことにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本日は延会することとし、議案第1号から8号までの8件、議案第17号から第28号までの12件、合わせて20件については、その日程に組み込むことに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

明日は、午前10時から本会議を行いますので御参集願います。

皆さん御苦労様でした。

延会 午後 2時12分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員